

所得申告は正しくお早めに！

申告期間は 2月15日(木)～3月15日(木)

申告の準備はお済みでしょうか？

平成29年中の所得に対する「町県民税・国民健康保険税」の申告受け付けおよび申告相談を行いますので、この期間中にもれなく申告されますようお願いします。

なお、混雑を避けるため、できるだけ日程表による指定日にご来場ください。

申告相談会での申告

次の①～⑤に該当する人は、申告相談会での申告は不要です。

①平成30年1月1日に本町に住民登録がない人

②平成29年中の収入が給与のみで、年末調整が済んでおり、所得控除の追加の申告が不要な人

③平成29年中の収入が公的年金のみで、所得控除の申告が不要な人

④平成29年中の収入がなく、町内に居住している人の扶養親族になっている人

⑤税務署に、直接確定申告書を提出、または電子申告をする人

※①～⑤以外の人は、申告相談会での申告が必要です。

また、次の⑥～⑩に該当する人も申告相談会での申告が必要になりますので、ご注意ください。

申告に必要なもの

医療費控除を受ける人へ

医療費控除を受ける人は、平成29年分の申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。領収書は添付する必要がありますが、5年間保存する必要があります。そのため、医療費控除を受ける人は事前に計算をして「医療費控除の明細書」を記入したうえで持参してください。「医療費控除の明細書」は、税務署または役場税務課の窓口およびホームページから取得できます。

今回の
申告に
おける
注意点

- ◇受付時間は、午後2時までです。
- ◇次の申告は、益城町ではできません。
- ◆住宅ローン控除（年末調整済みを除く）
- ◆不動産や株の譲渡（売却）所得
- ◆平成28年分以前の確定申告
- ◇雑損控除の追加または繰り越しの申告には、昨年の申告書と雑損控除計算書の控えが必要です。持参していないと、申告の受け付けができない場合があります。
- ◇受け付けによる午前の部、午後の部の区分はありません。
- ◇医療費控除を申告するための添付書類が変わります。

